

#### 第 4 1 号議案

足立区職員懲戒分限審査委員会条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 2 月 2 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区職員懲戒分限審査委員会条例

(設置)

第 1 条 職員に対する懲戒、分限等に関する処分の実施について、その適正を期するため、区長の附属機関として、足立区職員懲戒分限審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 審査委員会は、区長の諮問に応じ、区長が任命する一般職の職員（以下「職員」という。）に対する次に掲げる処分について審査し、区長に答申する。

- (1) 地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 9 条の規定に基づく懲戒処分
- (2) 地方公務員法第 2 8 条の規定に基づく職員の意に反する免職、休職、降任及び降給の処分
- (3) 足立区職員の退職手当に関する条例（昭和 5 0 年足立区条例第 1 5 号）第 2 1 条第 1 項、第 2 3 条第 1 項若しくは第 2 項、第 2 4 条第 1 項、第 2 5 条第 1 項又は第 2 6 条第 1 項から第 5 項までの規定に基づく処分

(構成)

第 3 条 審査委員会は、区長が学識経験者のうちから委嘱する委員及び区職員である委員 7 人以内をもって組織する。

2 前項に規定する区職員に係る委員は、規則で定める職にある者をもって充てる。

3 委員（学識経験者である者に限る。）の任期は、区長が委嘱した日から区長に答申した日までとする。

（委員長、副委員長及び幹事）

第4条 審査委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、会務を総理し、審査委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 審査委員会に幹事を置く。

5 幹事は、委員長の命を受けて会務を処理する。

（会議）

第5条 審査委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 審査委員会は、半数以上の委員（委員長及び副委員長を含む。以下同じ。）が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、審査事案に関係のある部課長（これに相当する職にある者を含む。）及び関係職員の出席を求め、意見を聴取することができる。

（会議の非公開）

第6条 審査委員会の会議は、非公開とする。

（守秘義務）

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例(昭和39年足立区条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表区長の部に次のように加える。

足立区職員懲戒分限審査委員会	日額 1万8,000円
----------------	-------------

(提案理由)

足立区職員懲戒分限審査委員会を区長の附属機関として設置する必要があるため、この条例案を提出いたします。